

告 示

埼玉県告示第五十九号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

新河岸川流域（四百三平方キロメートル）

四 作業期間

令和四年一月十九日から令和四年三月三十一日まで